

不動産登記におけるオンライン申請の御利用について(お願い)

平素は、那覇地方法務局の業務に御理解と御協力をいただき、また、登記事務におけるオンライン申請を積極的に御利用いただいておりますことに感謝申し上げます。

ところで、オンライン申請の御利用につきましては、登記所の窓口に出向く必要がなく、自宅又は事務所において登記申請の進捗状況が確認できるなど、利用される方にもメリットがある反面、登記所側においても申請情報を登記情報システムに取り込むことによって、正確かつ迅速に事務処理ができるといったメリットがあります。

しかしながら、登記情報システムでは一定の規則に沿った事項しか入力することができませんので、利用者側が入力した申請情報がこれと異なる規則で入力されておりますと、所用の修正が必要となり、事務処理に支障を来す場合がございます。

つきましては、オンライン申請情報を作成いただく際の留意事項を下記のとおり掲出いたしますので、今後の御参考にしてください。

利用者の皆様には、このような事情を御推察いただき、今後ともオンライン申請の積極的な御利用と御協力をお願い申し上げます。

所有者等の 住所・氏名

- 登記名義人表示変更登記では、「変更後の事項」内の「事項名」タグに「住所」又は「氏名」と入力する。
- 住所又は氏名の途中にスペースを入力しない。
- 住所に「那覇」の外字を用いない。
- 住所は、「沖縄県」から入力する。
- 「1丁目」「2丁目」は、「一丁目」「二丁目」と入力する。

登記原因

- 抵当権設定登記等の原因が長文であっても途中で改行しない。

その他

- 他管轄の共同担保物件は、「他管轄物件」として所定の欄に入力する(「その他事項」欄には入力しない。)